

第3次 砺波市障がい者福祉計画

＜令和3年度～令和8年度＞



概要版

計画策定の趣旨

本市では、国の障がい福祉に関する様々な法改正を背景とし、平成28年3月に「第2次砺波市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてまいりました。この度、その計画期間が終了するにあたり、国の動向やこれまでの取組みを基礎に、障がい者をとりまく環境の変化や新たな課題、ニーズに対応した「第3次砺波市障がい者福祉計画」を策定することとします。

令和3年3月
砺波市

【基本理念】

障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって生きる「共生社会」の実現



本市では、障がいのある人も、ない人も誰もが互いに支え合い生まれ育った地域で自分らしく暮らすことのできるまちの実現を目指します。

★基本方針

地域で暮らす全ての人たちが、お互いの個性を認めながら、助けあい励ましあう、あたたかいまちづくりを実現するため、本計画は、第2次砺波市総合計画の基本方針である「なごやかな暮らしを育む安心づくり」に基づき、障がい福祉の推進を目指します。

総合計画 基本方針
なごやかな暮らしを育む安心づくり

障がい者（児）が自信を持って暮らすために
自立を支援する障がい者（児）福祉の充実

★基本的視点



1 障がい者の自己決定の尊重

障がい者やその家族等関係者の意見を尊重し、自らの決定に基づく日常生活や社会参加ができるよう支援します。

2 障がいの特性に応じた支援

難病、発達障がい、高次脳機能障がい等の多様な障がいの特性を踏まえ、それぞれの障がい者等のニーズを的確に把握し、支援をします。

3 障がいの理解を図り、障がい者の地域移行への支援

障がい者に対する理解不足による、障がい者差別を解消し、施設や病院から地域での生活に移行できるよう支援します。

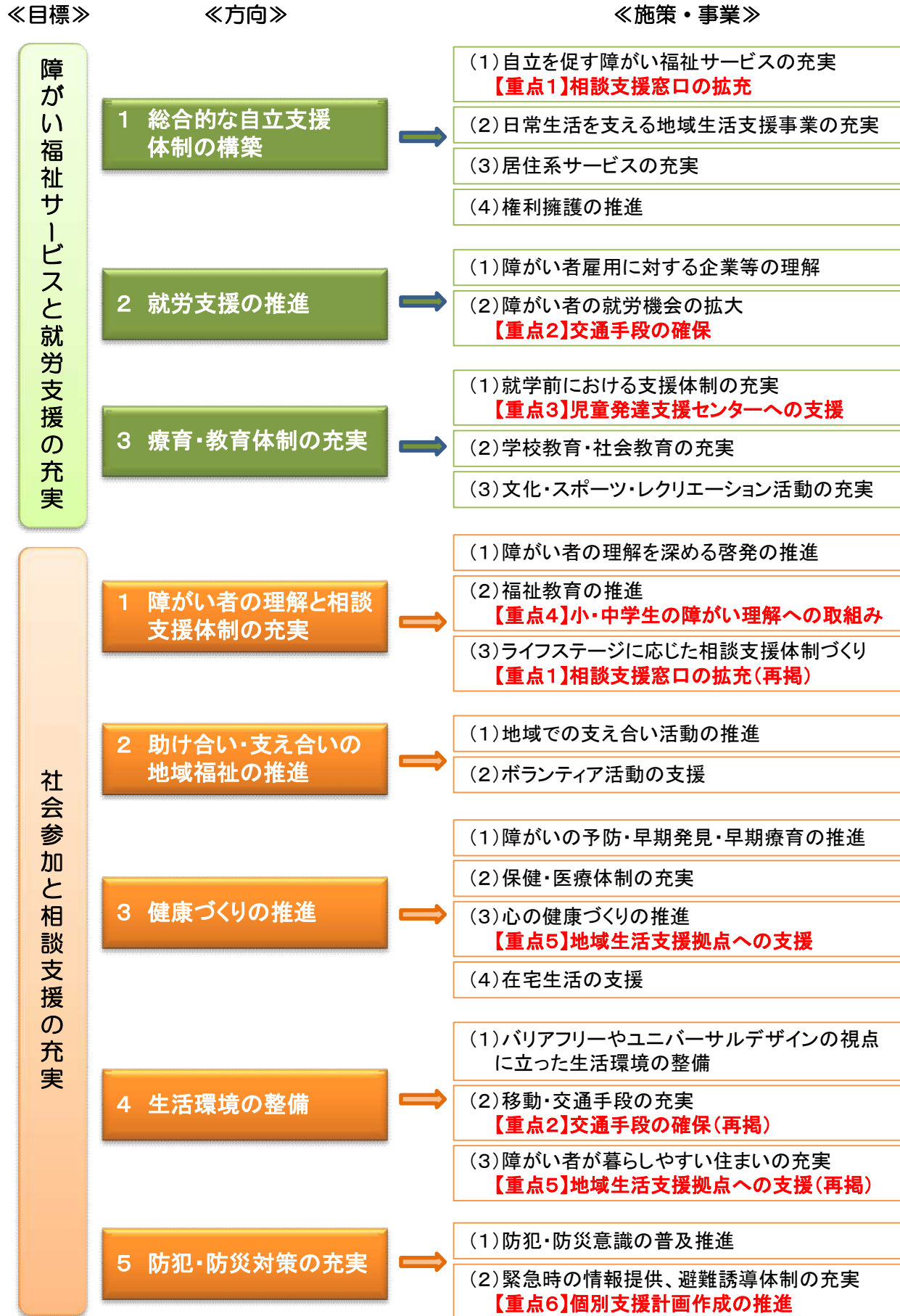
4 総合的な切れ目のない支援の展開

障がい者一人ひとりのライフステージに応じた支援が行えるよう福祉、保健、医療、療育、教育、就労等の各分野が連携し、切れ目なく総合的に支援します。

★計画を推進するための体系図



★重点的に取り組む施策・事業



1 相談支援窓口の拡充

日常生活において、必要な人が必要なサービスを利用できるように個々のニーズに応じたサービス基盤の整備を図るとともに、障がいの状況に応じて、保健・医療・福祉の連携のもと、質の高い効果的なサービスが提供される支援体制の充実に取り組みます。

2 交通手段の確保

自立支援と社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障がい者の利用に配慮した交通手段の充実と支援が必要です。



3 児童発達支援センターへの支援

砺波福祉圏域にある児童発達支援センター「わらび学園」に看護師等の専門職員を配置できるよう支援します。

4 小・中学生の障がい理解への取組み

小・中学校における福祉教育を推進するため、ボランティア推進校の指定制度の活用や障がいの疑似体験等の出前講座、障がい理解講座の実施を市内全ての小・中学校で目指します。



5 地域生活支援拠点への支援

精神障がい者本人やその家族の負担軽減に努めるため、地域生活支援拠点等による24時間の相談支援や、ショートステイによる緊急時の受け入れ体制の構築を支援します。

6 個別支援計画作成の推進

地域の福祉関係者と連携し、個人情報取り扱いに配慮しながら、障がい者一人ひとりに対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援方法の整備に努めます。